

# 第 4 回 ICEM 世界大会

2007 年 11 月 22 日—24 日



**GLOBAL** UNITY  
**GLOBAL** EQUALITY

รวมใจเป็นหนึ่ง  
เราทั้งโลกเท่าเทียม

決議



## 決議一覧

1. 本部所在地の移転 – ICEM 執行委員会提出
2. グローバル枠組み協約 – ICEM 執行委員会提出
3. 契約及び派遣労働 – ICEM 執行委員会提出
4. HIV/AIDS – ICEM 執行委員会提出
5. エイズ -全国一般労組 (ベルギー) 提出
6. 労使対話／コーポレートキャンペーン – ICEM 執行委員会提出
7. GUF 諸組織間の協力関係 – ICEM 執行委員会提出
8. ナショナル労組とグローバル労組の組織的連携 – Petrol-Is (トルコ) 提出
9. 持続可能な発展 – ICEM 執行委員会提出
10. ソーシャルなグローバル化を国際労働組合活動の挑戦課題に向けて – IGBCE (ドイツ) 及び ICEM-JAF (日本) 提出
11. プライベートエクイティ及びヘッジファンドの影響、労働者の対応 – FNV 連帯労組 (オランダ) 提出
12. 電力エネルギー – 電力労組 (カナダ) 提出
13. ICEM における女性 – BDSVU (ボツワナ) 提出
14. アフリカの女性労働者 – NUM (南アフリカ) 提出
15. ジンバブウェーの情勢 – ZEEWU (ジンバブウェー) 提出
16. 象牙海岸 SYNASEG に対する支援 – ICEM サハラ砂漠以南アフリカ地域組織提出
17. 世界の労働組合権 – 全国一般労組 (ベルギー) 提出
18. 国境のない連帯 – 全国一般労組 (ベルギー) 提出
19. コロンビア – サルバドール開催地域組織総会での合意を受け、南米地域組織提出
20. キューバ – 全国一般労組 (ベルギー) 提出

緊急決議 1 民主主義と労働組合権の獲得に向けてのタイ労働者の闘いに連帯

緊急決議 2 ビルマ

- 緊急決議 3 中近東の和平とパレスチナの労働運動への連帯支援
- 緊急決議 4 イラクで台頭する労働運動との連帯
- 緊急決議 5 鉱業における安全衛生
- 緊急決議 6 ディーセントワーク — ディーセントライフ

# 1. 所在地の移転 (ICEM 執行委員会提出)

## 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

2006 年 5 月に開かれた ICEM 執行委員会会議において、ブリュッセルにある現在の ICEM 本部の事務所ビルの売却に関する共同組合株主の決定が確認され、

本部事務所を売却した場合、ブリュッセル市内あるいは別の都市において新しい事務所を探す必要があるが、

国際金属労連 (IMF) は ICEM にとって十分なスペースがある事務所ビルをスイスのジュネーブに所有し、ICEM に当該事務所ビルに入るよう要請しており、

この提案は、その具体的及び物理的側面に加え、IMF およびジュネーブに本部を置く大半の GUF との協力関係の機会をさらに強化、前進させる機会を提供するものであり、

ジュネーブに移転した場合、ICEM は国際労働機関 (ILO) との協力関係の状況と参加が改善されるとともに、ILO の政策及びイニシアチブに関して ICEM が行使したい、と考える問題について影響力を強化することができる。

ICEM はジュネーブ移転に関連する経費とブリュッセルの書記局員にもたらされる帰結を無視してはならない。移転経費については、ICEM 書記長は 2007 年 5 月の執行委員会に詳細に報告した。他方で、ICEM は諸 GUF との強力な協力関係の機会とポジティブな政治的な効果及びこのような協力関係が長期的に継続する場合の経費節約の機会について明確な見解を策定しなければならない。

協同組合の株主およびブリュッセルにある ICEM 事務所ビルの所有者は当該事務所ビルの売却利益を ICEM に寄付することを決定したが、この結果、短期的経費の支払いに充てるための堅固な資金ベースを ICEM に創設されることになる。

したがって、2007 年 11 月にタイのバンコクで開催される第 4 回 ICEM 世界大会においてベルギーのブリュッセルにある ICEM 本部をスイスのジュネーブに移転するため、規約上の義務を遂行することをここに決議し、

さらに、ICEM 書記長は、遅くとも 2008 年 4 月 (ごろ) に IMF 事務所ビルに適正な事務所スペースと借家契約を確保することを保障することを決議し、

さらに、ジュネーブへの移転問題の一環として、ICEM 書記長は三役会議とともに、IMF 並びに他の潜在的に協力関係に入ることができる諸 GUF と、将来的に向けて意味があり革新的な協力関係について、引き続き協議することを決議し、

さらに、ジュネーブへの移転が ICEM にとって頭脳喪失、あるいは ICEM 加盟組織や ICEM 組織対象産業にとってアイデンティティの喪失をもたらさないことを決議し、

さらに、ジュネーブに移転することについて書記局員が提示するすべての質問は関係組織あるいはフォーラムにおいて労使対話の形で協議され、このような協議はタイムリーかつ透明性ある形で、移転が個人にもたらす帰結に関し社会的に受諾できる解決策に到達することについて明確な見解を持って、個々の書記局員、彼らの職場代表、及び組合と協議することをここに決議する。

## 2. グローバル枠組み協約 (ICEM 執行委員会提出)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

ICEM 組織対象産業内で事業活動を展開している多国籍企業及び当該企業のグローバル・カウンターパート組織としての ICEM との合意であるグローバル枠組み協約は、世界の労働者にとって意義ある取り決めであることが証明され、

グローバル枠組み協約は、これまですでに、両関係当事者にとっての基本的な問題についての協議と問題解決の面で成果を上げてきた。また、

グローバル枠組み協約は、世界各地において多国籍企業が倫理的及び社会的に求められている行動を取ることを保障するための重要な合意文書である。グローバル枠組み協約には、それ自体、企業の社会的責任（CSR）の分野において果たす特別な役割がある。

グローバル枠組み協約は、企業の社会的責任というよりむしろ、国際労使関係として捉えられ、この考え方を基礎に、グローバル枠組み協約は、本来、共有されるべき基本的原則に関してパートナー間で調印される合意であり、企業が設定する一方的な自発的指針あるいは行動規範ではない。従って、グローバル枠組み協約は、それ自体、国際労使関係の基本要素となる。

グローバル枠組み協約は、OECD 多国籍企業指針及び多国籍企業及び社会政策に関する指針の ILO 三者構成宣言などの企業の社会的責任、企業の説明/報告責任、及び/あるいは持続可能な発展などの分野におけるその他の取り組み及び、しばしば、政府の取り組みを補完するものである。

ICEM グローバル枠組み協約は、大概の諸国の場合、ICEM 及び多国籍企業が本社を置く国の ICEM 加盟組織が参与する民主的な協議・対話のプロセスの結果である。グローバル枠組み協約を締結することは、国際連帯の表明として、また関係企業の生産チェーンの拠点のすべてにおける労働条件の改善に関連する労働者の利益への理解についての表明として、多国籍企業が本社を置く国の労働組合の取り組み目標の中心的側面を成すべきである。

組織化活動を通じてグローバルレベルの労働組合の力・能力を構築し、労働法が結社の自由の権利や団体交渉をする権利を擁護するには十分ではない諸国における労働組合権の悪用を回避する目的で、グローバル枠組み協約の条文の内容を改善することは可能である。

グローバル枠組み協約は、交渉及びプロセスをモニターを遂行する際に、多国籍企業の本国以外の諸国の当該多国籍企業に働く労働者を組織する労働組合の関与をえ、主要納入業者、下請け企業、ライセンサーの企業がグローバル枠組み協約を順守することを義務付けることにより改善することができる。この目的のため、また、（自社の行動規範を通じて、あるいは国連のグローバルコンパクトや社会的監査 SA8000 等の広範な慣行規範に調印することによって）社会的責任について合意に調印した多国籍企業と締結されているグローバル枠組み協約に対して労働組合の活動そのものが寄与する形態にするため、グローバル枠組み協約が生産チェーン全般を通じて履行の状況を労働組合がモニター、評価査定するために手続きを確立する。そのためには、この手続きの中において、具体的な労働組合調

整形態及び中労働組合の行動の自由が確立される必要がある。また、外部の独立し、信頼が置ける組織が査定監査し、監査結果を出す形が望ましい。

反労働組合的な行為について多くの記録を持つ多国籍企業において、調整されたグローバルキャンペーンを通じてグローバル枠組み協約に関する合意を達成することを、ICEMは戦略的目標とするべきである。

また、グローバル枠組み協約及び企業の社会的責任へのコミットメントを確立するために、生産チェーンの全拠点において、特に関連多国籍企業の本社において、労働組合の行動計画が実施されることが肝要である。

従って、以下を決議する。

グローバル枠組み協約に関する取り組みを継続し、さらに充実させること。

ICEMはグローバル枠組み協約に締結することに反対する多国籍企業を慎重に選定し、当該多国籍諸企業とのグローバル枠組み協約の締結を達成するためにグローバルキャンペーンを展開することを慎重に検討すること。

グローバル枠組み協約は、一般的に、またこれまで通り、ICEM及び多国籍企業が本社を置く国のICEM加盟組織並びに当該多国籍企業の多数の従業員が働く本国以外の諸国の加盟組織が参与する民主的な協議・対話のプロセスの成果であるべきこと。

すべてのグローバル枠組み協約は、ICEM書記長及びICEM会長と共に、当該多国籍企業の本社がある国の関係労働組合あるいは産別労組及び当該多国籍企業本社の労働組合代議員が連名で署名すること。

企業がグローバル枠組み協約に調印する前に、ICEMは、可能な限り、グローバル枠組み協約の影響を受ける可能性がある国の労働組合と協議し、そのプロセスにこれらの組織が参加できるように試みること。

グローバル枠組み協約は、当該企業が事業活動を展開するすべての諸国において適用できるように、真にグローバルな規模のものでなければならないこと。

ICEM全地域組織及びICEM全加盟組織が適用対象となる場合、個々のグローバル枠組み協約のモニタープロセスに参加すること。

最低限、以下の事項は、今後すべてのグローバル枠組み協約の一部となること。

➤ 次の人権及び労働組合権の条項

- 各従業員が自らが選択する労働組合に自分たちを代表してもらう権利、並びに団体交渉に参与する権利
- 労働組合組織化に反対せず、組織化運動に対して中立を保ち、従って、すべての労働者が、経営側の介入なしに組合組織化についての民主的選択ができることについての誓言

- 強制労働あるいは奴隷労働を使用しないことについての誓言
- 児童労働を使用しないことについての誓言
- 男女労働者の均等待遇についての誓言
- 企業の事業部門の組織再編について社会的に責任ある姿勢で取り組むことについての誓言
- 公正な賃金と給付金を支払うことについての誓言

➤ 次の安全衛生及び環境に関する条項

- 安全で健康的な労働環境を提供することについての誓言
- 環境保全上の挑戦課題に向けての予防策的取り組みに対する支持
- 環境問題に対してより大きな責任を取ることを推進するイニシアチブの実施

労働組合組織化、並びに契約及び派遣労働、HIV-AIDS、及び教育訓練に対する企業側の姿勢に特別の留意を払うこと。

ICEM が締結しているすべてのグローバル枠組み協約には、当該合意が当該企業が直接経営権を持っているすべての活動及び事業を適用対象とすることを規定する条文及び当該企業は、下請け企業、ライセンサー企業、納入業者の事業活動において、当該協約が規定している基準及び原則の順守を奨励し、確保するために、最善を尽くすと規定する条文が含まれること。

当該企業の世界各地の事業所の労働組合代議員の会議を開催する便宜を図り、すべてのレベルにおいて経営側と労使対話を開発することについての合意を企業側に求めて行くこと。

ICEM 及び当該企業は、定期的な会議を開き、合意された原則の実践と経験について点検すること。

ICEM は加盟組織に対し、当該企業の世界各地の事業所の住所並びに経営側との会議の結論及び結果について報告すること。

加盟組織は、グローバル枠組み協約の悪用を含み、自組織が組織する事業所の状況について ICEM に情報を提供し、まだ未組織である事業所の労働者を組織する機会を活用すること。

適正であると考えられる場合には、他の GUF もグローバル枠組み協約の交渉及び締結の当事者に加えることについて考察すること。

ICEM グローバル枠組みモデル協約は ICEM グローバル枠組み協約の良いベースとなること。

### 3. 契約及び派遣労働 (ICEM 執行委員会提出)

#### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

2004 年以降、ICEM は契約労働の使用と派遣労働の使用に留意を促し、これらの労働形態の職場における拡大に反対するキャンペーンを展開するという積極的な活動計画に取り組んできた。

正規雇用及び本雇いの代替として使われる場合、契約労働及び派遣労働は、安全、雇用安定、標準化された労働条件及び周辺住民社会と家庭生活の維持に弊害をもたらしてきた。また、特に契約労働者及び派遣労働者の大半を占めるのは女性であり、正規雇用者に比較して賃金等の労働条件は悪く、男女間の賃金格差の要因ともなっている。

契約労働者及び派遣労働者が正規労働者に代わる問題は世界各国の労働組合にとって優先取り組み事項となっており、数々の労働争議をもたらす結果となっている状況にある一方で、

国内法及び・あるいは労働協約で契約及び派遣労働の使用を規制している 2～3 の諸国は例外として、ほとんどの諸国にはこのような規制がなく、契約労働あるいは派遣労働に関する国際基準がないのが現状である。そして、

ICEM の契約及び派遣労働キャンペーンは、いかなる作業の下請け発注/外注を決定する前、労働者を提供する派遣会社と契約に入る前、もしくは契約労働者を雇用する前に、経営側が企業内の関係労働組合と協議することを求めている。

従って、ICEM は、引き続き、当該キャンペーンを実施し、フルタイムの正規労働者を短期契約労働者あるいは派遣会社から派遣された労働者に置き換えることによりもたらされる弊害に対し留意を喚起する取り組みを行うとともに、労働協約の中に実効ある条文を挿入することを優先事項とするよう、加盟労働組合に奨励するものとすることを決議し、

また、グローバル枠組み協約の評価についての関連企業との会議及び新規グローバル枠組み協約交渉の際に ICEM は契約及び派遣労働問題について協議することについての条文の挿入を求めていくことを決議するとともに、ILO 条約に明文化されている基本的労働組合権、とくに結社の自由及び団体交渉に関する労働組合権の完全実施とともに、関連労働基準及び条約が適正に履行されることを明記した契約を労働者に保障する。また、企業は社会的責任あるいは行動規範に対するコミットメント、プロダクションチェーンのすべての段階において、当該生産チェーンに関わっている労働組合、つまり、親会社がある国から当該生産チェーンの末端の国の関係労働組合がモニターすることが出来る実効ある履行へのコミットメントに誓約しなければならない。モニターする労働組合には、ICEM 並びに関係国の労働組合などの、国際レベル及びナショナルレベルの労働組合が含まれるものとする。また、

契約労働者の殆どは女性労働者であることから、彼女らは、権利と義務を認識するために、最初に教育を受け、また、女性問題を交渉時に取り上げることを決議する。

さらに、ICEM に加盟する労働組合組織は、当該会社の本社がある国の親会社の労働者と契約労働者及び下請け労働者あるいは派遣会社に雇用されている労働者間の労働組合活動の展開し際し、活動の調整と連帯を推進することを決議するものである。

ICEM は他の GUF 及び最近設置されたグローバルユニオン評議会と国連機関の国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）及び他の国際機関すべてに対しこの問題について実効ある国際基準を求める共同キャンペーンを ICEM とともに展開することについて協議することを決議する。

## 4. HIV/AIDS (ICEM 執行委員会提出)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

ICEM は HIV/AIDS に関する政策を確立している。当該政策は実効ある教育、啓蒙活動及びテスト計画の作成並びに効果的な治療に向けて正式な職場計画を策定するための経営側との協議について加盟組織が持つベストプラクティス(最善慣行)をベースとして構築していくものであるが、

製薬産業に働く労働者を組織するとともに、HIV/AIDS の蔓延に最も打撃を受けている労働者や家族が多くいる鉱業およびエネルギー源採鉱産業などの産業に働く労働者を組織する GUF として、ICEM は犠牲者を多く出している当該疾病との闘いにおいて直接的な役割を果たすには戦略的なポジションにある。

ICEM は抗レトロウイルス治療薬を製造する世界の主要製薬企業と HIV/AIDS に苦しむ途上国の労働者、その家族及び周辺住民全般に無償もしくは廉価でこうした治療薬を提供することについて活発な協議を展開してきた。

ICEM はサハラ砂漠以南のアフリカ地域の加盟組織と協力し、アフリカ加盟組織の啓蒙活動計画を高揚する目的でナショナルコーディネーターとグローバルコーディネーターの組織体制を開発する一方、

ICEM は HIV 陽性の労働者、労働者の家族及び周辺住民社会に住む陽性者や他の健康問題への治療等の対応のため、遠隔地にある鉱山地域にスタッフと機能が十分に整備されたクリニックを建設する取り組みについて多国籍鉱山企業と協議するキャンペーンを開始した。

ICEM は HIV/AIDS 及びワールドオブワークに関する慣行規範の中の条文はすべてのグローバル枠組み協約で採択されるべきである、と断固として主張する。

従って、ICEM は加盟労組と調整し、ナショナルレベル及び国際レベルにおいて、主要製薬企業に対し、ICEM とともに補助計画及び治療計画を開発、実施するよう、引き続き求めていくことを決議するとともに、

ICEM はこれらの計画で当該 GUF を助勢する援助組織、製薬企業及び他の多国籍企業との関係を拡充することを決議し、

ICEM は GUF 評議会の団結した取り組みに一環として、他の GUF が実施している同様の計画及びプロジェクトとともに HIV/AIDS に関する計画及び製作を拡充することを決議し、また、

ICEM はサハラ砂漠以南のアフリカに設置した模範例を世界の開発途上地域において確立することを決議する。

## 5. エイズ (ベルギー全国一般労組提案)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

世界大会は、ICEM に対し、職場に於ける意識向上と予防についての活動を実施している南アフリカの“仲間同志”の教育訓練計画の再強化を含む、実効ある教育、意識向上、スクリーニングの導入への支援を、引き続き、実施することを要請する。

今のところ、HIV/AIDS を完治する治療薬はない。そのため、予防対策が蔓延を抑制する唯一の方策である。

従って、エイズに対する闘いを強化する必要がある。

HIV陽性の労働者に対する差別禁止及び保健医療についての条項を合意している企業の数も多い。

ICEMは、各国政府に対し、国連エイズ計画基金に資金援助をするよう要求する。現在、この基金には80億ドルあるが、実際に必要としている金額は160億ドルである。

## 6. 労使対話/コーポレートキャンペーン (ICEM 執行委員会提出)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

ICEM は信頼と理解を構築し、共同の行動とイニシアチブの環境の確立を求め、企業に対しグローバルレベルでの労使対話の場を提供するという政策を打ち出しており、

ICEM は企業が事業展開している諸国の労働法や関連国内法に規定されている社会的基準だけでなく、国際基準、ガイドライン及びベストプラクティス（最善慣行）が提示している、均等機会、家族責任、母性保護、条約156号及び183号を含む、労働基準を当該企業が順守することを期待するとともに、

このような協力関係の成功事例はいくつかあり、ことに、ICEM、加盟組織及び多国籍企業間で調印されたグローバル枠組み協約の関連やグローバル労組ネットワークを支援するいくつかの企業などの関連で成功例が見られる。

ICEM はこの労使対話政策を継続する一方で、労働組合と肯定的労使対話を実施する用意がない企業もある、という事情に加え、現実には、グローバルレベル全般、あるいは個々の諸国において認知された労働組合権に抵抗する形で労働者の権利を侮辱、軽視し、労働者側が示す誠実な姿勢を拒否する企業が存在する事実を無視してはならない。

ICEM の中核的役割は加盟組織とその組合員にグローバルレベルの連帯を提供することにある。

従って、企業との労使対話は、現在、ICEM の優先取り組み事項となっているが、このような労使対話に入ることが不可能な場合、ICEM は企業と争議中の加盟組織のために啓蒙及び広報キャンペーンなどの行動や、当該労組の代わりに世界の他の加盟組織を動員する形で当該労組を支援することを決議し、さらに、

ICEM は加盟組織と調整し、このようなキャンペーンを実施するための一連の手続きを確立し、これらの手続きには加盟組織、できればターゲット企業の本社がある国の加盟組織が代表し、公式に要請することを含むものとし、また、

ICEM の主な役割は組織内では労働組合に向けた、組織外には広範な世論に向けたコーディネーション、広報、コミュニケーションとすることを決議するとともに、

ICEM が多額の資金を支出する形となるキャンペーンの調整を要請する場合には、ICEM 三役会議において討議、承認されなければならないこと、

ジェンダー視点を対話のプロセスの中で明確に提示し、女性労働者のニーズを対話/交渉時に考慮に入れることを、ここに決議する。

## 7. 諸 GUF 間の協力関係 ( ICEM 執行委員会提出)

### 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

ITUC の結成及びグローバルユニオン協議会の創設に伴い、近年、国際労働組合運動内においてこれまでよりも強力な団結と協力関係を構築しよう、という積極的な動きが見えてきた。

ICEM はこれまで WFIW の ICEM への将来的統合を含み、このプロセスをあらゆる形で支援してきたが、今後も引き続き支援してくつもりである。

過去 10 年間、このような協力関係が強化される動きが見られ、公共事業部門内で組織する GUF 諸組織や民間事業部門内で組織する GUF 諸組織が合併するという事例も出てきたが、製造業内で組織する GUF 組織間の組織体制レベルの協力関係の強化に関する協議や計画はまったく具体化されていなかった。

急速に進むグローバル化に伴い、また、グローバルレベルで事業展開する企業の事業再編のプロセスを背景に、従来の鉱工業内の各産業部門の境界線はこれまで以上に不明瞭となって来た。

ナショナルレベルにおけるオルグ活動及び団体交渉にとって、これらのプロセスがもたらすインパクトを背景に、世界各国の ICEM 加盟組織を含み、以前と比較してより多くの労働組合が組合間の連携の強化を決めたり、合併を決議したりするケースが見られた。

ICEM は、近年、他の GUF と共通の利害を持っている分野を確認したことに加え、これらの諸組織と共に数多くの共同イニシアチブ、プロジェクト及びその他の具体的協力体制の実施に取り組んで来た事実を背景に、活動面での協力関係の強化や協力関係について、これまで以上の組織体制的取り組みの決定を促す諸関連分野や数多くの理由や根拠がある。

現在、国際金属労連 (IMF)、国際繊維被服及び皮産業労連 (ITGLWF) が組織する諸産業において、これらの関連分野の存在が殊に顕在化している。特に、これらの産業部門内の企業の多くは ICEM 産業部門内でも事業展開しており、相当数の加盟組織がこれらの企業を組織しているため、結局のところ、ICEM に加盟していることは明確な実態である。

これらの 2 組織との協力関係に向けての理由・根拠の多くが判明している事実に加え、ジュネーブに移転することが決定された場合、加盟組織及び鉱工業に働く労働組合員の利益のためにこれまで以上のサービスを提供するための原資、業務及び専門知識をプールする機会が付加されることになる。

IMF 及び ITGLWF の両書記長と始めた協議の中で、このようなプロセスの機会と考え方についての共通の理解が存在する事実が判明した。と同時に、この対話に関連性があり、関心を持つ他の関係 GUF が対話に加わることを除外するべきではないことも認識された。

今後の協議及び/あるいは決定においては、新しい組織体制のあり方については、世界各国の既存加盟組織及び組合員に近接する状態を維持するとともに、各労働組合及び産業部門のアイデンティティが保全されることを保障する方向で検討する必要がある。

これらすべての状況を鑑みて、各地域及び各産業部門の加盟諸組織の考え方に配慮しながら、率直かつ透明性ある協議を行う必要がある。

従って、ICEM 執行委員会は 2007 年 5 月に開催された委員会において、アフリカ、アジア、南米、北米の各地域から各 1 名及び欧州地域から 2 名並びに ICEM 書記長及び会長により構成される作業委員会を設置した。

当該作業委員会は、2007 年 9 月 18 日にベルリンで会合し、充実に討議した後、世界大会に対し、以下勧告した。

世界大会は以下の事項を決議するものとする。

- 上述の基本的原則について配慮し、ICEM、IMF、及び ITGLWF 及び間で現在進行している将来的協力関係の可能性についての協議を継続し、BWI に対しこの協議に参加するよう要請すること。
- ICEM は、出来るだけ早急に、上述したパートナー組織のすべて、あるいは一部と、事務的職務の調整、特定の産業部門の活動及び・あるいは企業レベルの活動のための枠組みを含む共同活動及びイニシアチブ、並びにこのグローバルな世界において私たちの労働組合が当面している一般的な挑戦課題について明確な理解に関する合意達成を探求すること。
- 書記局本部と他の GUF の書記局の事務レベル(IT、出張手配、翻訳及び通訳業務、会議組織・手配など)での緊密な調整という面から、また、刊行物発行、広報、プロジェクトの企画と実施、ジェンダー及び均等問題、安全衛生及び環境問題、並びに地域レベルの代表性などの領域においても、まず、最初に、重要なステップとして、総務レベルの調整を行うこと。
- 下記の協力関係の不可欠な部分として、活動分野に特別の留意を払うべきである。つまり、労働組合権の認知、産業及び企業レベルの活動、労使対話及びグローバル枠組み協約、キャンペーン及び連帯イニシアチブ、産業政策及び持続可能な発展、ジェンダー及び均等問題、安全衛生、実施中の ICEM プロジェクトの維持と強化(契約・派遣労働並びに HIV/AIDS についてのキャンペーン等)及び地域レベルの教育訓練計画の分野に特別の留意を払うべきである。また、ITUC、他の GUF 組織、グローバルユニオン協議会、ILO、グローバルコンパクト及びその他の国際機関とのスタッフの職責と活動の調整と協力関係に特別の留意を払うべきである。
- このような取り組みは明らかに利点となり得ることが考えられることから、上述の GUF 諸組織の地域事務所との、また関連地域事務所間の協力関係強化の可能性の模索についての努力に特別の留意が払われるべきである。
- 援助組織のパートナー組織の実効性への期待に応えるためにも、上述の GUF 諸組織間の協力関係はプロジェクト活動の領域における調整の増大と効率性の強化に繋がるものでなければならない。この点において特に懸念されることは、援助資金が削減される理由となる可能性である。今回の協力関係をさらに強化する案はもっと効率的なプロジェクト活動を志向するものであるため、そうなるべきではない。

- IMF、ITGLWF、そして、可能ならば BWI、との想定される協力関係に加え、すでに実施されている協力関係、例えば、今後、ITF との「油井から車輪まで」の協力関係や中期的に想定される他の GUF 諸組織との共同イニシアチブに対し、優先順位が劣るような取り扱いをするべきではない。
- 現在実施している対話・協議のプロセスは、ICEM 組織内の相互理解の深化、団結及び一貫性の構築、並びに欧州鉱工業諸労連との協力関係強化の対話・協議のプロセスに関与している EMCEF (欧州鉱山化学エネルギー労連) との関係の更なる発展と強化を志向するプロセスの一環とするべきである。
- ナショナルレベル及び地域レベルにおいて、これまでより実効ある組織体制を構築すれば、グローバルレベルの挑戦課題に取り組むための能力が改善される結果となるため、加盟組織に対し、そうした組織体制の整備を推奨することにより、ナショナルレベル及び地域レベルの発展に特別な留意を払うべきである。グローバルレベルにおいてこれまでよりも実効ある労働組合代表性を構築するための取り組みは、ナショナルレベルで諸労組が競争している場合、あるいは団結できない場合、限られた成果しか上げられないことになる。
- 協力関係について討議する作業委員会を設置する。当該作業委員会は、アフリカ地域、アジア太平洋地域、南米地域及び北米地域から各一名、欧州地域から 2 名並びに ICEM の会長及び書記長により構成されるものとする。
- 各地域組織は 2008 年 3 月及び 4 月の期間に地域会議を開き、今後 4 年間の化学、エネルギー及び鉱業の産業部会の活動を強化するための戦略的計画を策定し、当該決議の提示と統合を目指した行動計画について討議するため、当該会議の終わりに IMF、ITGLWF 及び BWI の地域組織議長の参加を仰ぐ。
- 協力関係の進捗状況並びに上述した GUF 諸組織の全て、あるいは一部との将来的合併の可能性については、2011 年開催予定の ICEM 世界大会において、あるいは、協力関係についての対話・協議のダイナミクスと成果についての進捗状況によるが、執行委員会が決定した ICEM 臨時世界大会において、確実に、さらに前向きな決定ができるよう、規約規定諸機関は当該事項について定期的に再検討を行うものとする。
- 2007 年世界大会直後、まず最初に取りべき措置として、ICEM は IMF 及び ITGLWF、並びに、BWI が協議に参加することについて関心を示した場合、BWI に対し、関連ある場合において、以下のタイムテーブルについて合意し、可能な限り当該タイムテーブルに従って進めるよう提案する。

2008 年 1 月

ICEM 会長及び ICEM 書記長は、他の GUF 組織との将来的協力関係に関する ICEM 世界会議の決議について、グローバルユニオン協議会に通知する。

ICEM 本部のジュネーブ移転後のスタッフの職責と任務の分担についての最終決定

2008 年 1 月/2 月

- ICEM 会長及び書記長は IMF、ITGLWF、及び、可能な場合、BWI の会長及び書記長と会い、ICEM 世界大会の決議/結論について説明、協議し、その実施について一般的意味解釈を得る。
- 産業部門活動(例えば、鉱業、自動車産業/部品納入産業など)、持続可能な発展、グローバル枠組み協約、契約及び派遣労働、HIV/AIDS 等に関する合同特別作業委員会の設置について合意を得る。
- ICEM 書記長は他の GUF 書記長らと会い、ジュネーブに本部が移転した後の総務レベルの職責任務の調整について協議、検討する。
- 持続可能な発展に関する ICEM 作業委員会会合

2008 年 2 月/3 月

- 関連カウンターパートが存在する場合、ICEM オフィサー及び関係 GUF のカウンターパートとの会合

2008 年 3 月

- 関係 GUF 諸組織との協力関係に関する ICEM 作業委員会

2008 年 3 月/4 月

- ICEM 地域組織会議
- ICEM 地域組織議長及び関係諸 GUF 地域組織議長との会合

2008 年 4 月

- 本部移転

2008 年 5 月

- ICEM 三役会議及び執行委員会開催(協力関係に関する作業委員会の報告及び見解を述べてもらうため、IMF、ITGLWF 及び、BWI が協議に参加することについて関心を示した場合、BWI の書記長を会議に招待)
- 持続可能な発展に関する ICEM 会議

2008 年 5 月—7 月

- ICEM 鉱業/DGOJP 会議 (IMF に参加を要請/ILO176 号条約合同キャンペーン開始)

2008 年 9 月

- 関係カウンターパートとの協力関係に関する ICEM 作業委員会

2008 年 10 月

- 持続可能な発展に関する合同会議
- ICEM 三役会議
- 合同三役会議(協力関係合意書調印 / 共同作業委員会の確認)

2008 年 11 月

- ICEM ゴム産業部会会議 (IMF 及び ITGLWF に参加を要請)
- 自動車産業/部品供給産業に関する ICEM/IMF/ITGLWF 共同ワークショップ

2009 年 1 月

- 共同作業委員会（これまでに実施された事項の総括と今後実施すべき事項についての合意）

2009年2月/3月

- グローバル枠組み協約及び労働組合権に関する合同会議

2009年5月

- IMF 世界大会
- ICEM 三役会議及び執行委員会
- ICEM 素材産業会議 (BWI に参加を要請/合同産業委員会の設置)

2009年春

- ITGLWF 世界会議

2009年10月

- ICEM 製紙産業会議 (BWI に参加を要請)
- ICEM 三役会議

2009年12月

- BWI 世界会議

2010年5月

- ICEM 三役会議及び執行委員会
- 合同執行委員会会議

2010年6月

- ICEM エネルギー産業会議

2010年10月

- ICEM 三役会議

2010年11月

- ICEM 化学・製薬産業会議

2011年5月

- ICEM 規約規定諸委員会（協力関係の状況と今後の合併の可能性についての世界大会討議に向けての準備）

2011年11月

- ICEM 女性部会会議
- ICEM 世界会議

## 8. 各国産別労組とグローバルユニオンとの組織的連携 (トルコ石油労組 Petrol-İş 提案)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

ナショナルレベルの労働運動とグローバルレベルの労働運動の組織的関連性は、今日、既成事実であり、そうした情勢を背景に表出する戦略的機会を活用する必要がある。

グローバルコンテキストにおいて、私たちは主要取り組み課題を次のように系統立てることができる。一つの国においてある多国籍企業と交渉することは当該企業が事業展開する全ての諸国において当該企業と交渉することでなければならないと。

この点についての戦略的手段は以下の通りである。

- グローバル枠組み協約
- GUF 諸組織間の実効ある戦略的協力関係。

未組織労働者の組織化に取り組む労働組合が組合認知を得ようと取り組んでいる場合、当該活動への支援を保障することが世界の労働組合運動の基本的行動計画の重要な挑戦課題となる。労働者を組織し、事業所レベルにおいて経営側との交渉を実現した労働組合が法的に労働協約を交渉し、締結することが認められている場合においても、企業レベルの経営側に組合として認められない場合が一般的である。

このような経営側の対応は ILO の原則及び中核的条約の侵害である。このことを鑑みても、戦略的手段としてのグローバル枠組み条約は極めて重要であることが判る。グローバル枠組み協約は労働組合認知問題を解決するための重要な道程を提供することができるからである。

これに関連して、私たちはもう一つのグローバルレベルにおける戦略的手段についても強調したい。今日、自動車産業の多国籍企業のプロダクションチェーン内の相当数の部品納入会社は ICEM 組織対象産業（化学産業及びゴム産業）内で事業展開している企業である。これらの部品供給会社に雇用されている労働者を組織し、団体交渉を行う労働組合の権利は経営側により制度的に不活性化され、抑えられている、という現状がある。

国際金属労連 (IMF) 自動車産業の多国籍企業と締結している国際枠組み協約には、大概の場合、「納入業者条項」が入っている。ICEM と IMF 間の戦略的協力関係により、自動車産業の多国籍企業及び ICEM 組織対象産業内の自動車産業への部品納入会社に IMF の国際枠組み協約内の「納入業者条項」を実施するようプレッシャーをかける環境条件が生まれる可能性がある。

このようなイニシアチブの結果、グローバル枠組み協約をより効果的にモニターし、履行すると共に、グローバルレベルの労働組合の連帯をさらに拡大する実施する方向に助長するもの、と思われる。

これらの2つの戦略的手段、グローバル枠組み協約及び GUF 間 (ICEM 及び IMF 間) の戦略的アライアンスはグローバルユニオンが実効ある形で認知されるためには極めて重要なこととなる。

## 9. 持続可能な発展に関する ICEM 決議 (ICEM 執行委員会提出)

### 第4回世界大会にて採択

2006年11月にトリニダッド&トバゴで開催された ICEM エネルギー産業部会世界会議は次回 ICEM 世界大会に持続可能性/説明責任（アカウンタビリティ）に関する政策を提出することを決議したこと、

2007年5月にブリュッセルで開催された ICEM 執行委員会は上述の行動計画の一般的な取り組みの方向性について合意し、次の世界大会に、まず最初のステップとして、当該政策及び行動計画案を提出するべく、作業委員会を設置することを決定することを提案したこと、

ICEM が IMF 及び ITGLWF、また可能ならば、他の GUF と密接かつ組織的で、意義ある協力関係に入ることを ICEM 世界大会が決定することが予想されること、

上記すべての組織は、ほぼ日常的に、当該問題について直接的に対処していること、

経済成長の重要産業部門としてサービス産業の重要性が強調されるのが世界的潮流となっている事実はあるが、国家経済の将来について果たす鉱工業の役割及び持続可能な発展分野において鉱工業が果たすことができ、また、果たすべき重要な役割を軽視することはできないこと、

ICEM 及びその加盟組織は、鉱工業全体に、また、この企業に対し、特に持続可能な発展についての政策とイニシアチブを提供するべきであること、

使用者による労働者の権利及び労働組合権の認知は、このような政策及びイニシアチブ提供の際の明確な前提条件とするべきこと、

企業側の有効な経済論議は持続可能な発展についてのいかなる論議においても無視することができないが、プライベート・エクイティ（未公開株式）投資に関連する問題及びヘッジ・ファンドの政策など、この領域に表出している深刻な懸念事項について問題提起する必要があること、

労働者は彼らが働く産業矢その他の産業の将来について明らかに関心を持っているため、労働組合は、引き続き、企業に対し、環境についての取り組み課題に関し可能な限り先進的な取り組みを実施するよう求めていく必要があること、

各国政府及び国際諸機関は、気候変化及びその他の環境問題についてのグローバルレベルでの論議において、労働者や ICEM などの国際労働組合組織を含む労働組合の声が無視されないよう留意、確認する必要があること、

持続可能な発展についての論議では、社会的側面がしばしば見逃されていることに留意し、

第4回 ICEM 世界会議は、以下、決議する。

ICEM は、地球温暖化及び持続可能なエネルギー政策に関する多国籍企業の行動について今まで以上に留意することにより、これまで以上に企業責任の遂行を推進するよう、加盟組織に奨励すること。

GUF 諸組織が合同で持続的発展に関する政策を策定することを当面の重要優先事項とし、当該領域において GUF 諸組織共同イニシアチブを実施する必要があること。

ICEM 及び加盟組織は、他の GUF 組織、ITUC 及び TUAC と共に、ILO 及びその他の国際諸機関の枠組みの中で、意味ある持続可能な発展についての取り組みが成果を上げるためには、世界の貧困の撲滅に加え、すべての労働者のためのディーセントな労働の創出に一助し、基本的人権及び労働組合の代表性を含む労働組合権を遵守する必要があることを主張すべきであること。

持続可能な発展についての ICEM 政策を作成し、今後実施するイニシアチブについて提案する作業委員会を設置すること。

当該作業委員会は、ICEM の諸産業部会の議長あるいは推薦された他の代議員、及び ICEM 会長並びに ICEM 書記長により構成されるものとする。

当該作業委員会は、2008 年 5 月の ICEM 規約規定委員会の定期会議時に開催が予定されている持続可能な発展に関する ICEM グローバル会議に向けて作業を進める必要があること。

ICEM は、IMF 及び ITGLWF 並びに関心を寄せる他の GUF 組織に対し、持続可能な発展に関する共同戦略の策定について協力し、2008 年後期に合同会議を開催することを提案すること。

持続可能な発展の領域において諸企業及び国際産業諸連盟との更なる協力並びに共同イニシアチブの可能性を達成する方向に向けて、グローバル枠組み協約及び他の領域の活動を展開すること。

## 10. ソーシャルなグローバル化を国際労働組合活動の挑戦課題に (IGBCE(ドイツ)及び ICEM-JAF(日本)の提案)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

#### 世界の貿易及び生産の新しい品質の特徴

現在のグローバル化の特徴は貿易関係の拡大と集約化を通じての世界経済の統合強化である。財や商品の世界貿易は昔から、もっと正確に言えば、アメリカ大陸が発見された500年前から存在したが、こうした商品交換の性質は過去25年間に著しく変化した。

主な変化は次の通りである。

- 企業内の意思決定にますます影響を与えるようになった巨額の金融フロー（インターネットの発達により、迅速かつ世界規模の金融取引が可能となった。）
- いわゆる低賃金国への生産拠点の移転など。非人間的な労働条件を伴う事例の発生。

#### グローバル化がもたらすネガティブな帰結

この変化のプロセスの中で、国が政策を施行する際に舵取りのために使っていたメカニズムが失われてしまった、という印象が優勢となっている。また、金融投資や多国籍企業が世界経済を操縦し、政府や地域は何の影響力も及ぼせない、という印象も強まっている。

労働者と彼らの労働組合は、時として、事業所間の競争による破廉恥な搾取の状況に直面している。労働者に対する労働時間の延長と賃金低下の要求は環境保全及び労働安全衛生の最低基準の低下と連動している。労働組合は日常的に事業所の移転の脅威に直面している。これらの協議が、自動的に実行に移されない場合においても、労働費用が低い諸国に生産拠点が移転される個々の事例を見ても、労働者や労働組合を外圧下に置く手段となっている事例が多い。

金融投資家は、企業の長期的経営未投資やその従業員の将来に何の配慮もせず、短期的で不均衡な最大限の利益を追求することを企業に強要する。

このような状況の過程にあって、国連、ILO、OECD 及び世界銀行のような国際機関は、漸次、その影響力を失っている。

国の政治や国際政治は人々の信頼を失いつつある。労働者は、もはや、会社の決定の根拠・理由を理解することはできなくなった。その結果、会社への忠誠心やコミットメントは薄れてきた。

#### ポジティブな動き

鉄のカーテンが無くなった事実や世界で最も人口の多い中国やインドを含むアジア諸国の多くの経済が強くなった事実によるかどうかは別にして、市場が拡大し多くの労働者やその家族は、ほんの数年前までは手が届かなかった消費商品を手にすることが出来るようになった。逆に、こうした状況は、以前より輸出マージンが大きくなることが保障される事情を背景に、世界の他の地域の雇用機会を保障しているわけである。

インターネット及び労働者と労働組合のネットワーク活動の増大に伴い、多国籍企業に対する世論のプレッシャーは大きくなっている。搾取志向の労働条件や労働基準は今までよりも早く内部告発され、ますます、早急に対処さなければならない事態となっている。より多くの企業が最も重要な人権や労働組合権を遵守することを自発的に宣言している。(行動規範、企業の社会的責任等)

これらの自発的コミットメントは小さな第一歩である。労働者や彼らの労働組合代議員が関与すれば、これらのコミットメントには信頼性と実効性が付加される。この典型的な例として、ICEM が多くの多国籍企業と締結しているグローバル枠組み協約が挙げられる。この政策は今後も継続され、ICEM 加盟組織のすべて、特に多国籍企業の本社内で組織している加盟組織の支持を得なければならない、また、そうなるであろう、と考える。

いくつかのプライベート・エクイティ・ファンドは、破産寸前の赤字企業が事業再編した後、その企業を買収し、少数の要員を雇い、事業実績を上げ、新しい経営見通しを出して行く。

ヘッジファンド及びプライベート・エクイティ・ファンド(フォースト・ファイナンシャル・インベストメント)は彼らの買収プロセスへの労働組合の関与について独り言を言っている。関係者がもっと関与できるようにするため、労働組合が決定、特に当該会社の雇用状況についての決定についての責任を共有するべきである、という考え方である。これが自動的にもっとポジティブな決定に繋がるというのではないが、労働組合に影響力を及ぼすことが出来る領域が広がることになる。

## 国際労働組合活動の重要挑戦課題

世界の労働組合はグローバル化の帰結についての経験を積み上げてきた。全ての経験に共通して教訓の一つは、現在及び将来の雇用機会を出来るだけ多く守って行くため、現場の労働組合によるタイムリーな影響力の行使を保障する必要性である。

しかしながら、このことは、また、ナショナルレベルの労働組合政策だけではグローバル化がもたらす挑戦課題に対応することは出来ない事実を示唆する。つまり、国際レベルにおいて労働組合活動に関する補完的調整が必要となる。しかし、全ての関係者が最大限可能な理解に達し、共同行動を可能にするためには、この調整活動にはさまざまな文化的及び歴史的経験と個々の諸国の状況についての報告が以前にも増して肝要となる。

従って、第4回 ICEM 世界会議代議員は将来の共同活動に必要な次の主要分野について審議、決議する。

1. 世界貿易のための統一規則、特に中核的 ILO 条約及び基本的人権の遵守を含む統一規則を支持し、実施すること。そのためには、国際労働組合総連合 (ITUC) とともに、WTO、OECD 及び国連の内部の影響力を活用し、拡大して行かなければならない。
2. ILO の強化、並びに ICEM 及び加盟組織が直接的役割を果たしている ILO 諸機関の決定に今まで以上強い発効力をもたせること。上述の国際機関が実際にもっと強いインパクトを持つ機関となることを保障するため、全ての加盟組織は自組織の国内での影響力を構築・増大するべきである。

3. ヘッジファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドに対してもっと強いコントロールを求める議論が出てきている事実を活用し、公正な基礎ルールを確立しなければならない。金融投資家が簡単に所有資産の会社を分離する結果、その会社と従業員の将来ビジョンが崩壊してしまうような事態になることが許されてはならない。
4. 加盟組織や他の GUF のさまざまな投資ファンドとの経験を集めたデータベースを構築すること。このようなファンドが買収に乗り出した時、関係加盟組織が出来るだけ短期間に予想される戦略のアセスメントを受領することが可能なために。
5. 政策に影響力を及ぼし、グローバル化のパラメーターを設定する取り組みは、グローバルユニオン協議会（CGU）の主要任務の一つに加えられるべきである。また、ICEM の活動と他の GUF の活動の調整に努めるべきである。
6. さらに、生産拠点の移転や多国籍企業による買収時には、個々の加盟組織間の迅速なデータ送付・送信を保障するべきである。このような情報送付・送信について、ICEM 書記局は有効な支援ができる。特に、ICEM 書記局の言語能力を考察する場合、有効な支援が出来ると考える。
7. ICEM は、過去もそうであったが、互いの理解の深化と拡大を志向し、相互交流、共同セミナー、プロジェクト及び会議の組織の可能性を保障するために貢献しなければならない。

## 11. プライベートエクイティファンド及びヘッジファンドのインパクト に対抗する労働者! (オランダ FNV 連帯労組提出)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

プライベートエクイティファンド投資家およびヘッジファンドは過去10年間、オランダにおいて、また、世界の他の諸国において大変活発な活動を展開している。

ヘッジファンドは大企業に投資している。多くの場合、企業は、数年以内に、再組織、分割、売却された。短期的には、このような政策は株主や投資家に多額の利益をもたらす。しかし、当該企業に働く労働者にとっては悲惨な状況をもたらし、多くの労働者が職を失うことになる。

この闘いの利害関係者として労働者のポジションを強化することが ICEM 及びその加盟組織の責務である。

## 12. 電力エネルギーに関する決議

(カナダ電力労組提出)

### 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

開発途上諸国における急速な需要増大に伴い、また、先進諸国における需要の増加並びに発電施設の老化の結果、発電量は世界中で増加しており、

電力発電事業は高い技能と高賃金の雇用機会を提供し、労働者の組織化が非常に進んでいる産業であり、

多数の ICEM 加盟組織が世界各国において電力産業に働く労働者を組織しており、

電力産業を組織する労働組合は再生可能なエネルギー源の開発を支持しているが、彼らは、現時点において、また予知できる将来において、これらのエネルギー源は増加し続ける世界の電力エネルギー需要のごく一部しか供給できない、という事実を承知しており、

また、石炭、石油、天然ガス、ディーゼルなどを電源としている火力発電所、水力発電所、原子力発電所、風力、バイオマス、太陽光などの新エネルギーなどが、現在、世界の電力需要を充足しているのが現実である。

従って、電力へのアクセスを改善し、世界各国の人々が持続可能な形で生活できるように、上述の電源のすべてを含む、ICEM はバランスの取れた電力発電を支持し、具体的に可能ならば、きれいな石炭の技術と原子力発電をこれらのバランスの取れた発電の電源の中に含むことを決議するとともに、

ICEM は加盟組織のために総合的なエネルギー政策を策定することを決議する。

## 13. ICEM の女性

(ボツワナ BDSVU 労組提出)

### 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

ICEM は常に、その意思決定機関の全てのレベルにおいてジェンダーバランスを目指し取り組むものとする。

加盟組織は、選出された女性を支援し、彼女らの全ての ICEM 委員会、機関、作業委員会への有効な参加を保障するものとする。

書記局は高いジェンダープロファイルと ICEM の全ての活動とプロジェクトへの女性の参加の増加を保障するため、さらに多くの女性プロジェクトコーディネーターを指名するものとする。

原資と支援の提供について決定する場合には、ジェンダー代表性についても考察するものとする。

女性がパネルディスカッションのパネリスト及び部会会議や世界大会のセッションの議長を務めるような形で会議に参加できるようにしなければならない。

ICEM オフィサーは地域の女性委員会と会い、三役会議及び執行委員会に提出する彼らの報告書はジェンダー側面を反映するものとする。

すべての ICEM 使節団には女性団員を含むものとする。

ICEM 委員会・会議に派遣する代議員団は女性を含むものとし、女性の代議員数は当該労組/国/地域内の女性組合員数に比例するものとする。

女性の参加を保障するため、ICEM は地域レベルの女性活動に支援を供与し、地位貴組織に資金調達を組織するよう奨励するものとする。

また、産業部会及び・あるいは地域組織の議長及び副議長を選出する際には、ジェンダーバランスについて考察されるものとする。

ICEM 規約の条文はジェンダー面では中性の文章とする。英語の Chairman (議長) は chair または chairperson に変更するものとする。

契約及び派遣労働についての取り組み、グローバル協約及び ICEM プロジェクトに於けるジェンダー側面は強化されるものとする。

ICEM 女性委員会はいこれらの条項についての履行状況のモニター作業遂行の任務を負うものとする。

## 14. アフリカの女性 (南ア NUM 提案)

### 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

#### 組織面

- 労働組合及びそれを越えた全ての場面、例えば、組織体制、対話、殆どすべての戦略方針フォーラム、諸会議などにおける女性の公正な代表性についての体質と重要性については、当該大会の承認を受け、実際に実行可能な形態で実施されるべきである。
- 能力構築活動、例えば、訓練と開発及び財源支援を通じて女性のメインストリーミングについて引き続き取り組みを推進する。
- 女性が貧困と抑圧に従属せざるを得ない事実及び、国の抑圧的法律の結果、女性の権利は私たちの組合の中でも確実に侵害され、またそれが幅広く社会に浸透している事実を非難する。
- 児童労働に対する非難を強調しながら、女性と児童に対するいかなる形態の権利の侵害を根絶することを目的としたキャンペーンをアフリカ大陸内において開始する。
- HIV/AIDS に関連する諸問題に対応できる能力を女性たちに付与することを目的に、HIV/AIDS について幅広い教育活動を継続して展開する。ジェンダー及び文化的ダイナミックスなど。

#### 安全衛生面

- 女性労働者のためのディーセントワークと生活賃金
- 女性の鉱業への参入を限定する肉体的課題を解決するため、適正な研究の制度を設ける。
- 使用者と共に実施する行動計画を導入するプロジェクトに参加するよう友好組織に求め、アフリカ大陸及び鉱業業界内に一貫性と統一性の実現を図る。
- ICEM の構成組合が労働者を組織しているすべての鉱山企業に適切な衛生施設の設置を求めるキャンペーンを展開し、全ての使用者が遵守すべき規則を設定する。これにより、鉱山企業が南アフリカの鉱業憲章を履行するように。履行の問題だけでなく、当該イニシアチブに対する使用者側の準備態勢が明示される。
- FWC & PWC、心臓耐久テスト、妊娠についての政策方針、職責遂行能力及び肉体作業能力など、女性労働者を男性労働者と差別するような、鉱業内に顕在化している女性を差別するような政策方針を非難する。

## 15. ジンバブウェーの状況 (ジンバブウェーZEEWU 労組提出)

### 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

ジンバブウェーの労働者は数多くの挑戦に直面している。そのため、私たちは ICEM 及びその加盟組織に対し、ジンバブウェーの労働者が直面している厳しい状況に連帯支援をしていただくように強く要請するものである。

- 労働者の賃金は PDL 以下であり、この賃金の額では生活をする事ができない。
- 労働者の労働に対する報酬は奴隷の賃金レベルであり、こじきでないとすれば、貧民になってしまった状況にある。
- 努力して獲得した労働協約はインフレのためすぐに目減りする。
- インフレ率は毎月下記のように上昇している。

1月	1593.60 %
4月	3713.90 %
5月	4500.00 %
- 賃金が低いため、医療費を支払う余裕もないため、労働者の生産性は落ちている。その結果、労働者は労働組合の生活賃金の交渉能力を疑い始め、彼らの労働組合への参加にも影響が出ている。
- ARVs はアクセスできたとしても、適正ではない。
- 教育費が高すぎるため、殆どの労働者は子供たちの教育に投資することは困難である。
- 経済の悪化のため、
- 外貨の不足と燃料不足は闇市場を生み出し、全ての商品は闇市で売買されている状況である。

従って、以下、決議する。

- ✓ ICEM 及び他の友好組織は ILO などの国際会議において、ジンバブウェーにおいて真の三社構成の協議が行われることを要請すること。
- ✓ 国際社会はジンバブウェーに対し SADC イニシアチブを求め、それを支持すること。
- ✓ 労働組合運動及びその他の援助組織はこの挑戦課題に当面するジンバブウェーから退去しないこと。

## 16. 象牙海岸の SYNASEG 支援を求めて (ICEM サハラ砂漠以南アフリカ地域組織提出)

### 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

ICEM サハラ砂漠以南アフリカ地域組織会議における SYNASEG からの報告、つまり、2005 年 8 月に始まり、現在も進行している SYNASEG と、その組織対象産業内の 1 企業であり、フランスのブイグ・グループの子会社である CIE（像儀海岸電力会社）間の組合費全額没収、労働組合幹部の不当解雇計画、SYNASEG に対する排斥行為、及び労働者に課せられた負担金が払い込まれる様々な基金の一方的かつ不透明な管理に関する危機についての報告に鑑み、

労働組合の自主独立と真に労働者の利益の保護についての決意に関連し、SYNASEG を潰そう、という CIE の明白で限らない願い、言語道断で意図的な労働組合の自由と権利の行使の侵害や組合問題への CIE の介入、及び当該企業内で組織する諸労組間の待遇差別が示唆する CIE の願いを考慮し、

政府役人による法規面からの積極的関与と、その結果、当該危機の解決の向けて著しい進展が見られた事実を考慮し、

労働者の利益（賃金の更新と電力料金上限設定）に関し現在展開されている闘争の中で、SYNASEG はすでに成果を収めている事実を考慮し、

この問題（基金の共同管理、組合費の没収及び不当解雇計画）については現在、公判待ちの状態である状況を鑑み、

ICEM サハラ砂漠以南アフリカ地域会議代議員は、

1. 組合の自主独立性は交渉することはできない問題であるとの言質を与え、組合の自主独立性を守るため、また、労働者の利益を守るために SYNASEG が展開している崇高な闘いを高く評価し、全面的に支援するとともに、SYNASEG の執行部を称賛し、最終的に問題が解決するまでこの闘争を継続するよう、当該労組執行部を奨励し、
2. 当該争議の解決に向けた政府の関与を称賛すると共に、戦略性が高くセンシティブな産業部門における現在の危機全てをきっぱりと終焉させるため、政府に対し、当該争議解決に向けてたゆまない努力をするよう、求め、
3. CIE の SYNASEG に対する反労働組合的行為を強く非難し、CIE に対し自由と労働組合権の行使に関し象牙海岸において施行されている法規並びに労働協約条項の順守を要請し、正義がないところには平和はないことから、企業内の労使関係の状況を、つまり、安定した労使関係を深刻な混乱に至らしめる現在の危機状況を最終的な解決の方向に導いていくため、率直かつ誠実な姿勢で、即ち、SYNASEG との交渉を開始するよう、CIE に要求するものである。

ICEM サハラ砂漠以南アフリカ地域組織は、対話の力を以って当たれば、いかなる紛争も解決する、という信念を持ち、労使は、一般的に、真にウィン・ウィンのパートナーシップを構築することが出来、企業の評価も上がり、労働者の幸福も促進するものと願うものである。

**末永い ICEM の存続を願い、労働組合連帯を志向しよう！**

## 17. 世界の労働組合権

(ベルギー全国一般労組提案)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

ICEM 世界大会は、社会の不正義に立ち向かい、労働者の権利を擁護し、人間的な社会を創るために労働者の組織化に取り組んでいる世界各国の男女労働組合活動家に敬意を表するものである。

世界大会は、世界の多くの国や地域において、労働組合権が、引き続き、様々な形で侵害されている状況に留意する。ことに、最悪のケースは暗殺、暴力、身柄の拘束、人間にとって持つても基本的な権利の侵害などの形で侵害されている事実に留意する。

世界大会は、政府、政党、国内企業及び多国籍企業が、多くの諸国において、労働組合運動及び労働組合活動家を直接攻撃している事実について非難する。

世界大会は、地球上のどこかで一人の労働組合活動家が攻撃されれば、その攻撃は全ての労働組合活動家に対する攻撃であることを想起する。

ICEM は、そうした攻撃に抵抗している男女と、特に労働の世界の中において抵抗している男女と共に協力して抵抗することをここに確認する。

ICEM は、この関連において、また、他のケースにおける行動を除外することなく、コロンビアとパレスチナの、本当に容認することができない現状に鑑み、両国において具体的な行動計画に着手したが、この行動計画を、今後も引き続き、実施するものとする。

#### コロンビア

コロンビアでは、まさに労働組合活動家の生命と労働組合運動の存続が危機に瀕している。そのため、私たちの行動は労働運動が生き延びることへの支援、民営化と制度的な反労働組合主義の犠牲となっている石油産業及び電力事業の労働運動の存続への支援となる。

世界大会は、2006年に労働者のために活動を実施したために暗殺されたコロンビアの労働組合活動家72人の全てに対し、連帯を表明する。また、世界大会は、暗殺者たちが享受している刑事免責を非難する。また、コロンビア政府当局は必要な対策措置を実施せず、殊に数多くの犯罪的行為を遂行している武装勢力に対する対策措置を講じず、その義務の実施を怠っている、と考える。

また、世界大会は、反社会的な視点から労働法を改正したコロンビア関係当局が遂行している政策は不安定性の増大につながる労働時間の延長とフレキシビリティへの道を開いている。また、コロンビア関係当局が志向している民営化計画は労働協約の排除と労働組合組織の壊滅というインパクトをもたらしている。

世界大会は、2006年6月1日、ジュネーブで開かれた国際労働機関（ILO）総会の枠内において、コロンビアの労働組合ナショナルセンター（CUT、CGT、CTC）と使用者団体

並びに政府の代表の間に成立した合意が、コロンビアにおける ILO 事務所の恒久設置を保障している事実を歓迎するものである。

世界大会は、当該合意によりコロンビアの情勢を継続してモニターすることが可能となり、その結果、目に見えて情勢が改善される方向に導かれ、特に、生活者の権利、自由な労働組合活動、結社の自由及び団体交渉権に関連する情勢の改善が顕在化することになることを期待するものである。世界大会は、ICEM に対し、当該合意の結果、大きくかつ着実な前進の実現に向けて、コロンビアの労働組合活動家の行動を支援するよう要請する。

世界大会は、男女全ての労働組合活動家及び民主主義運動家たち、特にイングリッド・ベタンフルの早急な釈放を要求する。

## 18. 国境のない連帯

(ベルギー全国一般労組提案)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

世界中の人々は、男も女も、時として最も基本的な権利の尊重を確保するために闘い、危険に直面し、生命を失っている。

世界各国の労働組合活動家たちはこの闘いの最前線に立っている。

以前にも増して、資本家主導のグローバル化は労働者すべての様々な運命、利益及び闘争と関連している。利益の名の下、パワーのバランスは人間のニーズに基づいた政治的、経済的、社会的及び文化的発展に反する方向に移行している。

私たちの対応策はグローバル労働組合のカウンターパワーの構築である。ICEM の国際行動計画はこれに寄与する。

ICEM は以下の事項を優先事項として設定するものとする。

- 基本的人権の中に含まれ、必然的な権利である労働組合権の推進と積極的な擁護
- 独立、自由、民主主義を謳って運動する労働組合の結成と構築への支援
- 国際労働組合運動が独立した勢力となり、組織自体の手段と原資を使った目的/目標の達成の可能性を志向しながら、国際労働組合総連盟 (ITUC) の活動への積極的参加
- 民主的グローバルガバナンス枠組みの中における労働問題立法機関としての国際労働機関 (ILO) の機能/活動の推進
- 人類の大半の生活基準及び労働条件に関連する諸問題について審議し、時には決定を下すこともある国際機関及びソーシャル(=労使)フォーラムへの積極的参加
- 民主主義、社会正義、民族間の肯定的関係の確立を通じて平和を維持、あるいは和平を回復することを目的とした労働組合イニシアチブすべてへの支援/支持
- 多国籍企業とのグローバル協約及び多国籍企業内のネットワークの推進を通じて、公正な経済と富の分配に向けた取り組み
- 国際連帯の枠組みの中において、引き続き、具体的なプロジェクトの開発と普及

ICEM は、組織自体の判断基準をベースに、これらの優先事項の達成に向けて寄与すると考えられるすべての活動を実施するために必要な人材、資金、資料/教材など、各面の手段を組織し、それらを屈指するものとする。

組織外のいかなる勢力との関係においても労働組合の自主独立性を保障するため、ICEM は、他のチャネルを通じて確保することができる原資を無視することなく、組織自体の原資を活用することを選択するものとする。

ICEM は労働組合間の直接的協力関係を絶対的に優先するものとする。ICEM はその価値感と優先事項並びに完全な行動の自由をベースに、価値観と目的/目標を共有する他の団体や組織とともに活動するものとする。

この行動に ICEM の加盟組織を幅広く取り込んで行くことを保障するため、ICEM は情報、意識向上、教育訓練及びキャンペーンなどの活動を実施するものとする。

## 19. コロンビアに関する決議案

(南米及びカリブ海地域会議で承認され、同地域組織が提出)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

2007年11月にバンコックで開催中の国際化学エネルギー鉱山一般労連（ICEM）の世界大会の各国代議員はアルバロ・ウリベ・ベレズ大統領が率いるコロンビア政府に対し、下請け労働者、契約労働者、短期契約労働者が結社の自由及び集会を組織する権利を行使することが出来るように、彼らに適切な保障を供与することを要求するものである。

また、社会的組織としての労働組合運動に対して犯された罪に対し、真実と正義及び罪の償いを求めるものである。

## 20. キューバ

(ベルギー全国一般労組提案)

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

世界大会は米国によるキューバに対する一方的貿易制裁措置の即時停止を要求する。

米国が実施している貿易制裁はキューバ国民の経済的及び社会的基本権の発達を阻害している。

# 緊急決議 1. 民主主義と労働組合権を求めて闘うタイ労働者への連帯支援

## 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

2007 年 11 月 22 日から 24 日にかけて開催される第 4 回国際化学エネルギー鉱山一般労連 (ICEM) 世界大会は、

不法軍事政権下における政治情勢の現状と民主主義の欠落について懸念し、

軍事クーデター後、表現の自由の権利が大幅に侵害されている事実を考慮し、

EGAT-LU(タイ電力労組)が民営化法案を破棄するよう政府にプレッシャーをかけ、民営化反対のキャンペーンを更に強化している事実留意し、

タイの公営事業の民営化は同国の国民全体に影響を及ぼす事実、及びこのような重要な決定を選挙で選出されていない少数の個人に任せることは出来ない事実について認識し、

タイ石油化学労連 (PCFT) による短期契約労働者の組織化を阻止しようとするグッドイヤーの経営姿勢について考慮し、

現在はリンデの子会社となったタイ・インダストリアル・ガスは PCFT による労働者の組織化を阻止し、組織化運動を展開した組合幹部を解雇した事実を考慮し、

米国に本社を置くアルモンド・ジュエリーが装飾品製造業労組のリーダーを解雇した事実及びベルギーの IGC グループが経営権を握るシナム・スターは当該労組に対して反労働組合的姿勢で対処している事実を考慮し、

現在はニュージーランドに本社を置くランクグループが所有する SIG コンビブロックがタイ製紙印刷労連の組合支部長を解雇した事実を考慮し、

タイ ICEM 加盟諸組織による強力な組合の構築に向けた取り組み及びこの取り組みに対する ICEM タイ加盟組織委員会が果たした積極的役割を認識し、

31 州 179 地方において今も敷かれている戒厳令の即時停止を強く要求し、

2007 年 12 月 23 日に予定されている総選挙の前に自由で透明性ある選挙準備プロセスを要請し、

表現の自由を尊重することを要求し、

タイ国内の民主的市民運動をさらに制限することを志向する新しい国家治安法案の成立を軍当局が推進している事実を強く非難し、

軍当局に対して抗議活動を展開した人権保護活動家たちに対する告訴を全て取り下げるよう、軍事政権に対し要求すると共に、

タイ政府当局が労働法改正についての全ての活動を据え置き、総選挙の後に新たに成立する民主政府の取り組み課題とするよう要求する。

また、タイの公営事業民営化法案に反対する EGAT-LU(タイ電力労組)の見解を強く擁護すると共に、

タイ国内の全ての労使に対し、労使対話の原則を堅固に採用すると共に関係国際労働基準全てを遵守するよう要請し、

グッドイヤー、アルモンド・ジュエリー、IGCグループ及びランクグループを含むタイ国内で事業活動を展開している全ての多国籍企業に対し、不当労働行為を止め、労働組合と誠実な姿勢で団体交渉するよう要求すると共に、

ICEM タイ加盟組織による力強く民主的な労働組合の構築に向けての取り組み全てを、引き続き、全面的に支援することを個々に公約する。

## 緊急決議 2. BURMA ビルマ決議

### 第 4 回 ICEM 世界大会にて採択

国連、多くの政府及び国際労働運動をはじめとした団体が 15 年間努力してきたにもかかわらず、ビルマの民主化に大きな進展が見られないことを想起し、

2007 年 4 月 3-4 日、ネパール・カトマンズで開催された ITUC ビルマ会議の宣言が、ビルマの軍事政権に対し NLD(国民民主連盟)及び他の民族団体と真の対話を行い、民主主義と平和を回復し、ILO 調査委員会の勧告をすべて実施し、強制労働の使用を即刻中止し、人間性を踏みにじるようなこの犯罪を犯した人を起訴するよう要請していることに留意し、

NLD 指導者をはじめ政治犯の無条件釈放を求める強い国際的要望にもかかわらず、ノーベル賞受賞者であるアウン・サン・スー・チー氏の軟禁が 2007 年 6 月にさらに 1 年間延長されたことに懸念を示し、

民主化されていないビルマに対するいかなる形態の投資や貿易は、軍事政権を直接・間接的に利するだけであり、一般の人には貢献しないということにさらに留意し、

FTUB(ビルマ労働組合連盟)等の国外で活動しているビルマの労働組合が、結社の自由を求め、また民主化されたときに労働運動を開始できるよう準備するためにたゆみない努力を傾注していることを認識し、

政府に対し、NLD,NCUB(ビルマ連邦国民評議会)、FTUB との対話等、和解及び平和への努力を再開するよう要請し、

国連及び ILO に対し SPDC(国家平和発展評議会)に、人権及び労働組合権を尊重するよう圧力を加えるよう要請し、

ILO に対し、強制労働及び人権侵害を犯した人を国際司法裁判所に起訴するあらゆる可能性を模索するよう呼びかけ、

ICEM の全加盟組合に対し、ナショナルセンターや友誼労組と共に影響力を行使し、政府に働きかけ、国際社会が一丸となって軍事政権に対し民主化への圧力をかけられるようにするよう、さらに呼びかけ、

われわれの産業部門の多国籍企業に対し、ビルマと関係し、貿易や投資を行わないよう強く求めるよう、ICEM 及びその加盟組合に要請し、

ICEM 及びその加盟組合は、ビルマに民主主義が復活するまで、FTUB 及びその他の目的を共有する団体を支援し続けることをあらためて確約する。

## 緊急決議 3. 中近東和平支援及びパレスチナ労働組合運動支援に関する決議

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

2007年11月22日から24日にかけてバンコックで開催される第4回 ICEM 世界大会は、パレスチナの労働組合運動、ICEM 加盟組合及び PGFTU に対する連帯支援を表明し、以下、決議する。

ICEM は、中近東に於ける公正な和平はイスラエルとパレスチナの両サイドが紛争の平和的解決に向けてコミットし、イスラエルとパレスチナ間の紛争を平和的に協議し決議することによってのみ達成できるもの、と確信すると共に、

ICEM は、引き続き、“2つの国家”という解決策をベースにする決議を支援するものである。この場合、イスラエルが平和と安全のうちに存続する権利の再認知が前提条件となる。同時に、パレスチナに発展可能な国を創設することも前提条件となる。このような国家においては国内並びにイスラエルを含む他の国との国境を超え、完全に自由な移動が可能とならなければならない。また、このパレスチナ国家の創設を支援するに当たっては、多大な国際財政援助が必要となる。

従って、以下、決議する。

ICEM は、パレスチナの人々の民族自決、パレスチナ難民の祖国帰国権、イスラエル軍の占領地域戦域からの撤退、及び非合法に建設された分離壁の即時撤去を全面的に支持する

ICEM は、イスラエルの国民が真に平和的かつ安全に生存し、イスラエルが国家として存続する権利を全面的に支持する。

ICEM は、イスラエル政府によるパレスチナ自治政府に対する歳入返済（訳注：イスラエルが代理徴収している関税や付加価値税収入の支払いのこと）、並びに欧州連盟（EU）、米国政府及びその他の諸国によるパレスチナ自治政府に対する支援金供与の再開を要請する。

ICEM は、2007年10月11日に欧州議会などが行ったガザ封鎖の即時撤廃、パレスチナ占領地区全域の人と物資の自由な移動、並びに人道的支援物資や支援金及び電力や燃料などの必要不可欠なサービスの流通についての保障の呼びかけに参加する。

ICEM は、中近東の平和と安定の構築を目差す行動計画に向けて団結するようパレスチナの人々に要請する。

ICEM は、パレスチナ及びイスラエルの労働組合活動家間の対話の推進とパレスチナの労働諸組合との直接的連携の構築に向けて全力をあげて取り組む覚悟である。

ICEM は、パレスチナの ICEM 加盟組織及びそのナショナルセンター PGFTU との活動を強化すると共に、ICEM 加盟諸組織に対しこの活動への支援を要請する。

## 緊急決議 4. イラクの新興労働組合運動への連帯支援に関する決議

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

2007年11月22日から24日にかけてバンコックで開催される第4回 ICEM 世界大会は、イラクの新興労働組合運動に対する連帯支援を表明する以下の決議案を承認する。

ICEM は、サダム・フセインのバース党独裁政権の終焉については歓迎するが、イラク占領は大失敗であり、占領継続はイラク国民に苦悩をもたらすと共に、連合軍兵士の不必要な生命喪失に至らしめている、と確信する。

イラク復興への将来的取り組みは、サダム・フセイン政権下で累積された多額の外国負債により阻害される状況となっているため、ICEM は、これらの融資を支持した政権の下で苦しんできたイラク国民にいかなる条件も付加しない形で、サダム・フセインの外国負債の抹消についての要請、及びサダム・フセイン政権が仕掛けた戦争の結果により課された補償の取り消し、並びに今回の戦争及び占領の期間に持ち出されたイラクの資産及び古美術品全ての返還についての要請に賛同するものである。

石油収入はイラク経済の重要な歳入の構成要素となっていると共に、イラクは世界で3番目に大きい石油埋蔵量を持っていることから、イラク経済の支配は石油生産を支配する者の手中にあることは明白な事実である。こうした状況にあって、新たに生起するイラクの労働運動支援の前線に位置するべき義務と責任が ICEM にはある。

炭化水素法案（訳注：石油ガス枠組み法案のこと）が、現在、イラク国内で論議されており、当該法案は占領軍諸政府、国際金融諸機関並びに主要石油多国籍企業からの大きな影響を受けている事実が明白である。特に、生産共有協定（PSAs）はイラク国内において、リスクのない石油の採掘と探査の関連で、米国政府及び多国籍石油企業によって推進されている。

サダム・フセインの残忍な政権が倒れた後、新しい独立諸労組と女性の組織が生まれた。これらの組織は民主的で世俗的（非宗教的）イラクの将来にとって中核を成す組織である。

いかなる場合においても、力強く、独立した民主的労働運動が民主主義の基盤となる。

イラク政府は、石油及びガス産業を含む多数あるイラクの公共事業内に働く労働者の労働組合権を廃止したサダム・フセインが1987年に施行した第150号法令をまだ無効にしていないうえ、また、現在の法律では、給与から組合費を天引きすることは認められていない。さらに、大臣理事会の第8750号法令により、労働組合が所有するすべての資金が差し押さえられる可能性があり、また、この法令のため、労働組合は銀行口座を使って定期的に組合費を徴収することが出来ない。従って、労働組合は通常に機能する能力を大幅に制限される形となっている。

法律面で諸阻害事項があるにもかかわらず、イラクの労働者とその組合は民主主義を求める闘いの前線に位置し、活動を展開しており、多くの労働組合活動家は彼らの行動主義のために標的となり、組合活動家が嫌がらせを受けたり、拉致、拷問及び暗殺されたりする場合もある。

ICEM は、イラクの新興労働組合運動との活動を開始し、ストライキ行動を含む彼らの闘争、特に不公平な炭化水素法に反対する石油労組の闘いに対し連帯支援を供与すると共に、彼らの闘争についての広報活動を展開して来た。

従って、以下決議する。

イラク国民が自由に自分たちの国のインフラストラクチャーを構築できるように、連合軍は出来るだけ迅速にイラクから撤退し、連合軍基地を解体しなければならない。

ICEM は、イラク政府並びにイラク国内で事業活動をするイラク企業及び国際企業が全ての政府や使用者からの介入を受けず自由に組織する労働者の権利と公共事業及び民間産業において組織し団体交渉をする権利の擁護を求める、国際的に認められている国際労働機関 (ILO) の基準を遵守することを要求する。これらの諸権利は働く女性の完全な平等を含む形で拡大適用されなければならない。

ICEM は、イラク政府に対し、これまでの反労働者的法律及び法令に置き換える目的で、国際労働基準に沿った新しい労働法を採択することを最優先事項とするよう、要請する。

ICEM は、イラクの労働者とその労働組合に対するあらゆる脅迫・威嚇行為を非難する。

ICEM は、イラクの労働者とその労働組合の勇氣ある行動を敬意を表すると共に、彼らのイラクエネルギー産業民営化反対の闘争、特に、イラクの石油及びガス資源がイラク国民全ての資産として保持され、イラクの全ての社会が最大限その利益を享受する形でイラクのエネルギー産業が発展することを保障するよう求める彼らの闘いを全面的に支援することを表明するものである。

ICEM は、イラクの新興労働諸組合との活動並びにイラクの労働運動支援の活動を強化して行く。ICEM は、引き続き、ICEM が共に活動できる産業組織体制を持ち、職場で活動している全ての労働組合と共に活動する。そして、この活動において ICEM を支援するよう、ICEM 加盟全組織に要請する。

## 緊急決議 5. 鉱業の安全衛生に関する決議

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

2007年11月22日ー24日にタイのバンコックで開催される第4回国際化学エネルギー鉱山一般労連（ICEM）世界会議は、

グローバル外国直接投資（FDI）における掘削産業全ての占有率が第二次世界大戦後以後初めて、2000年から2005年の期間に増大した事実、

世界規模で天然資源が高価格となっている事実、並びに、

世界規模で増大している掘削産業内の諸企業の利益の株主およびその他関係者への配分の割合が増しているが、労働者には分配されていない事実と、労働者は、多くの企業や国において、好況な鉱業のビジネスの公平な分配を否定されている事実を考察し、

エネルギーを渴望する世界市場並びに非公開投資会社を含む金融関係者からのプレッシャーの結果、一般的に、世界の諸企業は増産体制にあると同時に、安全衛生対策に適正な割合で収益を投入せずコストカットしている現状を認識し、

これまでよりも高い、そして、しばしば非現実的な増産目標を達成するために、鉱業に働く世界各国の労働者に課されているプレッシャーを懸念し、

多くの途上国において、企業と労働者は旧式で非効率的な装置・機械を使って操業している事実に留意し、

多くの国において、給与や給付金はますます生産目標や出来高に連結した形で決められ、その結果、安全手続きを無視するよう、鉱山労働者にプレッシャーが掛かっている事実及び、

例えば金鉱山などでは、シャフトがますます地中深くなるなど、技術的に非常に困難な条件の下で操業している鉱山事業の状況を考察し、

エネルギー需要の増大を背景に、数カ国において安全に問題がある古い鉱山が再び操業を開始している事実並びに、

鉱業においても、契約及び派遣労働の使用が世界的に急増している状況にあつて、鉱業事業所の安全衛生の状況はこれまでよりもさらに悪化する結果を招いている事実に留意し、

死亡事故総数の80%は中国で起こっている事実、また、コロンビア、チリ、インド、メキシコ、ペルー、ポーランド、ロシア、南アフリカ及びウクライナなどを含む他の多くの諸国においても、引き続き、鉱業部門の死亡事故数が多発している事実に留意すると共に、

企業だけではなく政府も関連国際基準の批准・採択を通じて、極めて重要な役割を果たすことが出来る、と確信し、

独立した検査、独立した調査及び安全手続きを含む、ILO条約176号に謳われている原則は根本的問題である、と確信し、

ILO 条約 176 号はすでに 22 カ国が批准している事実留意し、

鉱業部門における質の高い安全衛生条件には力強い労働組合が労働者を代表することが極めて重要な要件となることを強調し、

ICEM 及びその加盟諸組織に対し、鉱業部門のより安全で、健康的な環境に向けた取り組みを拡充するよう要請し、

さらに、ICEM に対し、ILO 条約 176 号の批准に向けての広範囲にわたる取り組みを通じてのキャンペーンを含み、鉱業の安全衛生の改善を目差す世界規模のキャンペーンを継続するよう要請し、

さらに、ICEM に対し、アングロゴールドと締結しているグローバル枠組み協約内の安全衛生条項の条文を将来の活動の模範として活用するよう要請し、

さらに、ICEM に対し、鉱業の安全衛生に関し、国際鉱業及び金属協議会（ICMM）との現行協力関係を引き続き拡充するように求め、

さらに、企業に対し、鉱山労働者の安全衛生を企業の最優先事項とするよう求め、

さらに、鉱山企業に対し、鉱山事業所における安全衛生問題について、鉱山労働者の保護の改善に向けて、労働者と充分に対話することを要求し

さらに、全ての企業及び政府に対し、鉱山部門の安全衛生面での危険とリスクを減らすために本当に必要なパートナーは労働組合であることを認識するように求め、

さらに、鉱業の安全衛生に関する ILO 条約 176 号をまだ批准していない各国政府に対し、当該条約の批准を求め、

さらに、ILO 条約 176 号が条文の中で呼びかけているように、すべての国において国の安全衛生政策を制定すること、鉱業の全ての活動を徹底的かつ定期的に検査及び調査することができる官公庁を設置すること、鉱山労働者が自由に、偏見されることなく、危険な状況について関係当局及び経営中枢に通告することができること、鉱山労働者は迅速検査あるいは調査を求める権利を持つこと、鉱山事業所の安全衛生に関する全ての情報とデータをアクセスする権利を持つこと、鉱山労働者は深刻なリスクが発生した際、鉱山事業所の職場を放棄する権利を持つことを要求し、

さらに、同様に、ILO 条約 176 号条約に沿って、鉱山企業の使用人は、鉱山事業所の既存のリスクを管理、低減することにより鉱業事故及び死亡事故を無くそうと努め、鉱業事業所の使用人は完全な安全を保障するために必要な機器や装備及び通信・コミュニケーションシステムを提供し、自社事業所の土地、環境並びに近郊地域に住んでいる人々や住民社会の福祉を保全するものと確信する。

## 緊急決議 6: ディーセントワーク - ディーセントライフ

### 第4回 ICEM 世界大会にて採択

国際労働組合総連合、ソリダール、グローバル革新派フォーラム、ソーシャルアラートインターナショナル、及び欧州労働組合総同盟が主導する“ディーセントワーク、ディーセントライフ”キャンペーンを鑑み、

各国政府、国際諸機関、各国労働組合及び国際労働組合の主要意志決定者が、すでに2007年10月、リスボンにおいて“ディーセントワーク、ディーセントライフ”を目差す行動計画の呼びかけに調印した事実を考慮し、

この行動計画の呼びかけには不公平な貿易規則の変更、労働者の結社の自由の権利の擁護、移民労働者の保護に関する国連及びILO条約の批准と履行及び社会保護なしに生活している世界人口の60%の人々に対する社会保護の供与を含む、いくつかの重要な要求事項が書かれている事実を留意し、

ICEM産業諸部会が当該事項について特別の関心を持っている事実、ことにICEMの契約及び派遣労働キャンペーンの関連から当該諸部会が特別の関心を持っている事実を鑑み、

第4回ICEM世界大会は、

当該行動計画呼びかけの原則を是認すると共に、ICEM会長及びICEM書記長に対し、ICEMを代表して当該行動計画呼びかけに調印するよう要請し、

ICEMに対し、途上国並びに先進国のICEM加盟諸組織及びその組合員に対し、下記に添付する当該行動計画呼びかけの文章に<http://www.decentwork.org>上で調印するよう要請し、

さらに、ICEMに対し、当該行動計画呼びかけに含まれている諸原則を強力に支援し、当該呼びかけを幅広く配布するよう、全ての加盟組織及びその組合員に要請すると共に、

2008年10月の世界ディーセントワークデーへの強力な支援を全ての加盟組織及びその組合員に要請するよう、ICEMに求めるものである。

#### 行動計画についての要請

私たちは、貧困の撲滅、女性たち及び男性たちの生活の改善、人々が平和で尊厳ある生活を遂行する可能性にとってディーセントワークは肝要である、と確信する。従って、私たちは、意思決定者に対し、以下、緊急に呼びかけるものである。

**1. ディーセントワーク:** 自らの利益を守るために権利と正義を必要とする、いわゆるインフォーマル経済圏内で現在働いている労働者のための完全かつ生産性ある雇用を目差す総合的戦略を実施することにより、安定した質の高い雇用機会が健全な経済と正義のある平等な住民社会への寄与を再確認する。全ての人々には、良好な労働条件の下、基本的な

生活費、社会的ニーズ、家族のニーズを充足できる所得を得て働く権利がある。この権利は適正な生活賃金の支給という形態で施行されるべきである。

**2. 権利:** 労働組合の結成、労働組合への加入、使用者との団体交渉についての労働者の権利はディーセントワークの実現にとって根本的事項となる。したがって、全ての国際組織、政府及び産業界は労働者の人権を尊重する責任を果たさなければならない。

**3. 社会保護:** 全ての人々が社会保険制度、年金制度、失業保険制度、母性保護及び質の高い医療制度にアクセスできることを保障することにより、社会保護の適用範囲を強化し、拡大する。これらの給付金は、いわゆるインフォーマル経済圏内に働く労働者を含む、全ての人々に適用されるべきである。

**4. 貿易:** 不公平な貿易規則を変更し、貿易協定をディーセントワーク及び持続可能な発展並びに世界の労働者、女性、失業者及び貧しい人々の権利の拡張のための手段として活用することを保障する。中核的労働基準を含むディーセントワークの推進と施行のための拘束力あるメカニズムは貿易協定の中に包含されなければならない。各国政府は貧しい人々を苦しめ、失業を創出し、搾取に導く貿易協定の締結を止めなければならない。労働者の組織及びその他の市民団体の要求を聞き入れなければならない。

**5. 負債:** 国際金融機関の優先事項に社会的懸念や環境懸念が盛り込まれることを保障する。特に、国に労働市場の規制撤廃を強制し、公共投資を削減し、公共サービス事業へのアクセスと事業の質を犠牲にして公共サービスを民営化に導く融資及び負債の条件は停止されなければならない。国際金融諸機関が援助する全てのプロジェクトは中核的労働基準の履行を遵守しなければならない。

**6. 援助:** 金持ち諸国の政府開発援助金のレベルを、少なくとも国内総生産の0.7%まで上げる、という各国政府のコミットメントの履行を保障する。国連のミレニウム開発目標達成のためには適正な開発援助金の支援が肝要となる。

**7. 移民:** ILO 中核条約及び1990年の全ての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する国連条約を批准することにより、移民労働者が搾取されず、他の労働者と同様の権利を享受することを保障する。